

農地法第4条・第5条届出 必要書類

(市街化区域内の農地転用)

提出部数は全て1部

チェック	書類	内容
	農地転用届出書	記入枠が足りない場合は、別紙（継紙）を使用してください。
	土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る)	届出前3ヶ月以内に法務局で発行された原本 ※登記情報提供サービスによる照会番号付き登記情報も可能ですが、発行年月日が100日を過ぎているものや、10桁の照会番号が記載されていないものではお受付できません。
	現住所までのつながりが分かる書類	▽登記事項証明書の所有者の住所が現住所と異なる場合に添付例) 住民票、戸籍の附票、住居表示変更証明書 等 ※いずれの書類も原本をお持ちください。照合した後、原本は返却いたします ※マイナンバー（個人番号）が記載されているものは不可
	土地の位置図	住宅地図等に届出地を赤色で表示
	解約等があったことを証する書面の写し	▽届出に係る農地が貸借の対象となっている場合に添付例) 合意解約通知書の写し 等
	委任状	▽代理人が届出をされる場合、4条届出は <u>土地の所有者</u> 、5条届出は <u>譲受人（借人）及び譲渡人（貸人）双方からのもの</u> が必要です。 <u>〈共有等によりそれぞれ複数いる場合は全員からの委任状が必要〉</u> （受領の際も同様）
	来庁者の本人確認書類	運転免許証、パスポート 等 ※官公署発行の顔写真付きの本人確認書類でない場合等は、健康保険証及び年金手帳など複数の本人確認書類が必要となる場合があります。 ※法人代表者の代理でお越しになる場合は、社員証等の身分証明書も併せてお持ちください。
	仮換地指定通知書の写し 仮換地指定図の写し 仮換地案内図の写し	▽届出に係る農地が土地区画整理事業の仮換地の場合に添付 ※この場合、登記事項証明書は従前地のものを添付します ※保留地について転用届出を行う場合は添付書類が異なります。農業委員会事務局へお問い合わせください。
	その他（必要に応じて）	成年後見人関係 等、特別な場合は、別途確認書類が必要になりますのでお問合せください。